

令和 5 年 9 月 定例 県議会 付議案

議案第 1 号 令和 5 年度 鳥取県 一般会計 補正 予算 (第 4 号)

議案第 2 号 同 鳥取県 営電気事業 会計 補正 予算 (第 1 号)

議案第 3 号 同 鳥取県 営病院事業 会計 補正 予算 (第 2 号)

議案第 4 号 鳥取県 特定個人情報 の利用 及び 提供 に関する 条例 の一部 を改正 する 条例
(デジタル基盤整備課、人権教育課)

申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用する事務を拡大するものである。

(概要)

個人番号を利用する事務に、私立の高等学校その他の学校への就学に要する費用の援助に関する事務を追加する。

[公布施行]

議案第 5 号 鳥取県 旅館業法 施行 条例 の一部 を改正 する 条例 (くらしの安心推進課)

旅館業法の一部が改正され、旅館業を営む者が当該旅館業を譲渡する場合において、その譲渡及び譲受けについて都道府県知事の承認を受けたときは、譲受人は、営業者の地位を承継することとされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①旅館業の譲渡及び譲受けの承認について、1件につき7,400円の手数料を新たに徴収する。
- ②条例の規定中引用する同法の条項を改める。

[生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

議案第 6 号 鳥取県 市街化区域 と一体的 な地域 等に係る 開発 許可 等の 基準 に関する 条例 の一部 を改正 する 条例 (まちづくり課)

空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)の一部が改正され、特定空家等の緊急代執行を行うことができることとされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①市街化を促進するおそれがない等の開発行為として開発許可等ができるものに、次の目的で行うものを加える。
 - ア そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家の所有者に法に基づき必要な措置の指導がなされ除却された当該空家の敷地に新たに建設する自己用住宅
 - イ 災害その他非常の場合で、緊急に除却等する必要がある空家について、法に基づき必要な措置をとることを命ずるいとまがないときに、市町村長が除却を行った空家の敷地に新たに建設する自己用住宅
- ②条例の規定中引用する法の条項を改める。

[空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行]

議案第 7号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅政策課）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）の一部が改正され、配偶者から身体に対する暴力等を受けた被害者を保護するための保護命令制度が拡充されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①暴力の相手方に、改正後の配偶者暴力防止法の規定により保護命令が発せられている者も県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者とする。
- ②条例の規定中引用する同法の条項を改める。

[令和6年4月1日施行]

議案第 8号 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例（住宅政策課）

鳥取県被災者住宅再建等支援基金として積み立てた額の合計額が目途とする額に達すると見込まれることから、参加市町村と協議の上、積み立てる額の合計額の見直しを行うものである。

（概要）

鳥取県被災者住宅再建等支援基金として積み立てる額の合計額を目途を23億円（現行20億円）に引き上げる。

[公布施行]

議案第 9号 工事請負契約（県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動院岩屋堂トンネル） （交付金改良）の締結について（道路建設課）

工 事 名：県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動院岩屋堂トンネル）（交付金改良）

工 事 場 所：八頭郡若桜町大字岩屋堂

契約の相手方：県道若桜下三河線（岩屋堂工区）トンネル工事（不動院岩屋堂トンネル）（交付金改良）森本組・高野組特定建設工事共同企業体

契 約 金 額：941,930,000円

工事完成期限：令和6年11月8日

議案第10号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（警察本部交通指導課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金37,067円（県過失10割）を甲に支払う。乙は損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わない。（県過失10割）

概 要：令和5年4月17日、鳥取警察署の職員が、和解の相手方甲が所有する普通乗用自動車と和解の相手方乙が所有する自転車が衝突した交通事故現場に臨場した際、同自転車を移動させて写真撮影するに当たり、同職員の駐輪方法が不適切であったため、同自転車が倒れ、隣に駐車してあった同普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

議案第 11～30号 公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	施設名	指定方法	指定管理者となる団体
11	鳥取県立夢みなとタワー	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
12	鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館）	指名	公益財団法人鳥取県文化振興財団
13	鳥取県立童謡館	指名	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館
14	鳥取県立米子コンベンションセンター	指名	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
15	鳥取県立倉吉未来中心	指名	公益財団法人鳥取県文化振興財団
16	鳥取県立人権ひろば 21	指名	公益社団法人鳥取県人権文化センター
17	鳥取県立武道館	公募	公益財団法人鳥取県スポーツ協会
18	鳥取県営ライフル射撃場	公募	鳥取県ライフル射撃協会
19	鳥取県立倉吉体育文化会館	公募	公益財団法人鳥取県スポーツ協会
20	鳥取県立障害者体育センター	公募	株式会社TKSS
21	鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール	公募	公益財団法人鳥取県スポーツ協会
22	鳥取県立むきばんだ史跡公園	公募	公益財団法人鳥取県教育文化財団
23	鳥取県立福祉人材研修センター	指名	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
24	鳥取県立鳥取砂丘こどもの国（チュウブ鳥取砂丘こどもの国）	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
25	鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館	公募	一般財団法人鳥取県観光事業団
26	天神川流域下水道	指名	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社
27	鳥取県立布勢総合運動公園（ヤマタスポーツパーク）	公募	公益財団法人鳥取県スポーツ協会
28	鳥取県立大山青年の家	公募	公益財団法人鳥取県教育文化財団
29	鳥取県立船上山少年自然の家	公募	TKSS・富士総合警備保障共同企業体
30	鳥取県立生涯学習センター	公募	公益財団法人鳥取県教育文化財団

指定の期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 31号 公立大学法人公立鳥取環境大学第 3 期中期目標の制定について（総合教育推進課）

公立大学法人公立鳥取環境大学が達成すべき業務運営に関する目標を設定することについて、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものである。

（概要）

目標の期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日（6 年間）

概要：教育の質の向上並びに業務運営の改善及び効率化に関する事項 ほか

議案第 32号 令和 4 年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について（水環境保全課）

議案第 33号 令和 4 年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

議案第 34号 令和 4 年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

議案第35号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課、教育人材開発課）

活力ある地域社会の実現に資する活動への職員の参加を促進するため、地域活動に従事するための特別休暇を新たに設けるものである。

（概 要）

①職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

職員の特別休暇に活力ある地域社会の実現に資する活動への従事により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定める場合における休暇を加える。

②県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

①に準じた改正を行う。

[公布施行]

報 告 事 項

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和5年8月31日専決)(農林水産政策課)

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 21,617 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和5年5月31日、中部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、道路左側に停車中の和解の相手方所有の小型貨物自動車を避けて右側を通過しようとした際、和解の相手方が開けた同車両の前部右側ドアに接触し、双方の車両が破損したものである。

(2) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和5年9月6日専決)(人事企画課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

①給与の種類を定めた規定中、災害派遣手当の定義について、所要の規定の整備を行う。

②災害派遣手当を支給する場合を定めた規定中引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法の条項を改める。

[公布施行]

(3) 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(令和5年9月8日専決)

(病院局総務課等)

地方自治法の一部改正に伴い、関係する条例の規定中引用する同法の条項を改めるものである。

(改正する条例)

- ・鳥取県営病院事業の設置等に関する条例
- ・鳥取県営企業の設置等に関する条例
- ・鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例
- ・職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

[令和6年4月1日施行]

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例(令和5年9月11日専決)(障がい福祉課)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、条例の題名及び条例中引用する同法の条項を改めるものである。

[令和6年4月1日施行]

報告第 2号 鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について(交通政策課)

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第24条の規定により、鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について報告する。

報告第 3号 公立大学法人公立鳥取環境大学の業務の実績に関する評価について(総合教育推進課)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、公立大学法人公立鳥取環境大学の令和4年度における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 4号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について

(産業未来創造課)

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和 4 年度における業務の実績及び第 4 期中期目標の期間における業務の実績に関する評価について報告する。

報告第 5号 法人の経営状況について

智頭急行株式会社 ほか 30 法人

報告第 6号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について

智頭急行株式会社 ほか 30 法人

報告第 7号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 6 件